

# 産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準

(平成 5年11月 16日 市長決定)

(平成11年11月 11日 改 正)

(平成14年12月 20日 改 正)

(令和 6 年 1 月 17 日 改 正)

## 第 1 趣旨

この基準は、神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱（以下「指導要綱」という。）第 6 条の規定により、産業廃棄物処理施設の立地等に関し必要な事項を定める。

## 第 2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第 2 条に定めるところによる。

## 第 3 立地禁止区域

設置者は、産業廃棄物処理施設を次に掲げる区域に設置してはならない。

- (1) 学校、病院、診療所、図書館、博物館及び社会福祉施設に係る土地の敷地境界から産業廃棄物処理施設に係る土地の敷地境界までの距離が、100m 以内の区域。
- (2) 最終処分場にあっては、住居、店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界から埋立地までの距離が、概ね 100m 以内の区域。
- (3) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域。
- (4) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の風致地区
- (5) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 10 条第 1 項の国立公園
- (6) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項の保安林
- (7) 砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）第 2 条により指定された土地の区域
- (8) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域
- (9) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号の農用地区域（農業用施設用地を除く。）
- (10) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の鳥獣保護区
- (11) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域
- (12) 環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 95 条第 1 項の環境緑地保全地域
- (13) 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成 9 年条例第 50 号）第 47 条第 1 項の文化環境保存区域
- (14) 神戸市市民公園条例（昭和 51 年条例第 16 号）第 27 条第 1 項の市民の木と一体とな

った土地の区域及び市民の森

- (15) 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成3年条例第2号）第4条第1項の  
緑地の保存区域
- (16) 最終処分場（安定型埋立処分場を除く。）及び特別管理産業廃棄物の処理施設にあつ  
ては、上水道の取水口及び水源池から概ね1,000m以内の区域
- (17) 前各項に掲げるもののほか、環境局長が必要と認める区域

#### 第4 設置禁止施設

- (1) 設置者は、以下に掲げる施設を設置してはならない。
  - ア 移動式中間処理施設
  - イ 廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の処理施設（分解施設及び洗浄施設を  
除く。）
- (2) 産業廃棄物処理業者は、令第7条に掲げる規模未満の焼却施設を設置してはならない。

#### 第5 敷地の規模

産業廃棄物処理施設に係る敷地の面積が次の規模未満のものは、設置してはならない。

- (1) 最終処分場
  - ア 遮断型埋立処分場 1,000 m<sup>2</sup>
  - イ 管理型埋立処分場 2,000 m<sup>2</sup>
  - ウ 安定型埋立処分場 5,000 m<sup>2</sup>
- (2) 中間処理施設
  - ア 焼却施設（令第7条に掲げる規模未満の焼却施設を除く。） 1,000 m<sup>2</sup>
  - イ 特定有害産業廃棄物の処理施設 1,000 m<sup>2</sup>
  - ウ がれき類の破碎施設 2,000 m<sup>2</sup>
  - エ 混合建設廃棄物の処理施設 2,000 m<sup>2</sup>
  - オ その他の処理施設 500 m<sup>2</sup>
- (3) 積替え・保管施設
  - ア がれき類及び混合建設廃棄物に係る施設 1,500 m<sup>2</sup>
  - イ その他の施設 100 m<sup>2</sup>